

能『鶺鴒』の鶺鴒漁法をめぐって

角 田 達 朗

『鶺鴒』はその名の通り鶺鴒の様子を描く能である。二人の旅僧が石和川のほとりで鶺鴒使^①の亡霊に出会い、鶺鴒使が亡くなった経緯を聴き、鶺鴒の様子を見る。この鶺鴒は詞章中に「鶺鴒舟」という言葉が用いられていることから、現在一般的な鶺鴒となっている舟鶺鴒であると考えられてきた。しかし、これには不審な点がある。そのことを具体的に指摘したのは管見する限り栗谷能の会のWEBサイト所載の栗谷明生氏の演能レポート「『鶺鴒』について―闇と光の間から―」(<http://awayu-noh.com/modules/pico2/content/0324.html>)のみである^②。まず栗谷氏の所説を検討する所から考察を始めよう。

私は「鶺鴒之段」（「湿る松明振り立てて…」から中入までの仕舞^③とこころ）を舞うときにいつも不審に思っていることがあります。私の想像する鶺鴒漁と仕舞の動きに、似合わぬちぐはぐさを感じていたからです。

そこで今回演能にあたり石和川の鶺鴒について調べてみました

た。すると、石和地域の鶺鴒漁は徒歩鶺（かちう）と呼ばれる鶺匠が川の浅瀬に入るやりかたであることを知りました。鶺鴒というと、鶺鴒舟に篝火を灯し、鶺匠と舵取りの二人が乗り、鶺匠が数羽の鶺を操る長良川の鶺鴒^④を想像していましたが、石和地域ではそうではないようです。

「鶺鴒之段」は、右手に松明を持ち左手は中啓にて鶺の動きや鶺使いの様を見せるむずかしい型所です。その動きは、まさにひとりで鶺を操る様子を見せます。この型を考えれば能『鶺鴒』も徒歩鶺と考へ何も支障はないのですが、ここに一つ問題があります。『鶺鴒』で語られる「鶺鴒舟」という詞章が引かかりました。「鶺鴒舟に灯す篝火の…」^⑤「櫂も波間に鶺鴒漕ぐ」「鶺鴒舟の篝影消えて…」と鶺使いが舟に乗っていることを示す語が随所にあるのです。私は能『鶺鴒』の鶺使いは、やはり一人で行う徒歩鶺をしていたと思いたいのですが、どうしてもこの謡が気になります。

『鶺鴒』は榎並左衛門五郎の作に世阿弥が改作したと言われています。作者たちが徒歩鶺を知っていたかは謎ですが、あの鶺之段の動きはまさに徒歩鶺だろうと思います。ではなぜ鶺使いは鶺舟に乗って登場するのでしょうか？徒歩鶺をするにしても、現場までは舟を使っていた、とも考えられますが、まったく回答が

出来ないうでいます。

(平成21年9月記)

このように栗谷氏は『鵜飼』の鵜飼漁法が舟鵜飼であることに疑問を呈し、「徒歩鵜」である可能性を指摘する。徒歩鵜は徒歩鵜飼（徒鵜飼とも書く）の略。舟鵜飼と同様に手縄で鵜を繋ぐが、鵜使が舟には乗らず鵜とともに水に浸かつて行方。

栗谷氏の提起する疑問点は二つある。

第一に、舟鵜飼なら鵜使のほかに漕ぎ手がいるはずであるが、『鵜飼』には鵜使しか登場しないこと。付言すれば、『葵上』の青女房のように演出の便宜によって登場人物が省略されることもあるが、『鵜飼』には鵜使のほかに漕ぎ手がいることを示す詞章も存在しない。

第二に、『鵜飼』における鵜飼の型が舟鵜飼のものとは考えにくいことである。栗谷氏が型の疑問点として挙げるのは、鵜使が右手に松明を持ち左手に手縄に見立てた扇を持つことである。現行の舟鵜飼では、篝火は篝火と呼ばれる器具により舟縁（主に舳先）から吊り下げられる。鵜飼の最中に鵜使が篝火を手を持つことはない。

しかし、これだけであれば、舟鵜飼であることと決定的に矛盾するものではない。すべてを表現上の方便と割り切るか、もしくは舟鵜飼の古い形態に拠ると考えれば説明可能だからである。

『鵜飼』の鵜使は密猟者であり、石和の里人たちから抹殺されるという孤独な存在である。『鵜飼』ではその孤独を際立たせるために漕ぎ手の存在が不問に付されているのだと考えれば、第一の疑問は解消可能である。また、『通盛』のように篝火付舟の作り物を出す能もあるが、鵜之段で鵜使は獲物を求めて水上を縦横に移動する様を見せるので、作り物に入ることによって歩行を制約されるのは演技上具合が悪い。そこで舟の作り物を出す代わりに便宜上シテが自分で松明を掲げるようにしたと考えれば、第二の疑問も解消できる。ちなみに、『鵜飼』の詞章には「篝火」「篝」の語が繰り返し出るが、作り物の松明は厳密には篝火とは言えない。「篝」とは火をたくための鉄製のかごであり、現行の舟鵜飼を夜行う時には松割木を篝に入れて焚くのが常である。これに対し、『鵜飼』の作り物は柄の先端に炎を付けたものであり、篝に当たる所はない。これについても、篝火を篝火で吊り下げたものでは揺れが激しく演技の妨げになりやすいから、扱い易い形に改めたと考えることは可能である。演技上の方便ということで説明可能なことは少なくないのである。

これとは別に、鵜飼の歴史を溯れば、鵜使が自分で篝火を持つ例や、鵜舟に鵜使一人が乗る例が見出せる。可児弘明『鵜飼 よみがえる民俗と伝承』（中央公論社 一九六六年八月）に、四国の四万十川や吉

野川では、舟に鶺鴒使と漕ぎ手の二人で乗り、鶺鴒使が自分で篝火を持って左手だけで鶺鴒をさばく舟鶺鴒があつたことを載せている。粟谷氏が指摘する通り片手に松明、片手に手縄という姿は元來徒歩鶺鴒のものであるが、同書によれば、夜の徒歩鶺鴒を舟に乗って行うようになったのが舟鶺鴒の始まりであるという。資料は四国のものしか確認されていないが、同様の形態の鶺鴒がかつて広い範囲で行われていた可能性は十分にある。また、元禄三年刊『人倫訓蒙図彙』卷三には一人乗りの鶺鴒舟による鶺鴒の絵が載っている。鶺鴒使は両手に手縄を持つており、棹に手をかけてはいない。碇を降ろして停船した状態で鶺鴒を使っているであろうか。松明が描かれていないので昼であるが、この状態から手縄を持つ手を一つにし、もう一つの手に松明を持つようにすることは可能である。手に持つ松明なら篝も必要ないから、演技上の方便とするより、この方が更に『鶺鴒』と一致する。このように、『鶺鴒』とそのまま一致する鶺鴒の形態は確認できないものの、そういうものが存在した可能性は決して低くないのである。

このように、舟鶺鴒であるとしても粟谷氏が提示した疑問に答えることは可能である。しかし、『鶺鴒』の型が徒歩鶺鴒に近いとする見解は演じ手ならではの実感に基づく卓見であると筆者は考える。『鶺鴒』における鶺鴒描写の疑問点はまだあるからである。

以下に、これを述べる。

*

『鶺鴒』の鶺鴒使は単に松明を手を持つだけではない。松明を肩の真上に振り上げて肩の高さまで振り下ろす（言い換えれば、松明を上下に振る）型を繰り返すのである。まず、次第の囃子で登場してから常座に立つまでの間、繰り返し振る。鶺鴒使はこの後、川崎の堂に上がって休息するから、それまでは鶺鴒の最中である。その後、僧に請われて鶺鴒を見せる鶺鴒之段でも、何回も松明を振る。これらは何のための動作なのか。

鶺鴒之段の掛ケ合の中に「湿る松明振り立てて」という詞章があり、この時も鶺鴒使は松明を上下に振る。この詞章は従来、夜露で湿った松明を火勢を強めるために振ると解釈されている。⁽⁷⁾ 上述のように鶺鴒使が松明を上下に振ることは何度もあるが、その型はすべてこの時と同じである。この解釈に従えば、松明はかなり頻繁に火勢が衰えることになり、不自然である。

そもそもこの詞章は僧たちに請われて鶺鴒を見せる時のものである。それより前、鶺鴒使は一旦休憩するべく川崎の堂に上がり、僧たちに話を聴かせる時に松明を床に置く。『鶺鴒』の川崎の堂のような惣堂・村堂の遺構には堂内に囲炉裏を構えるものが現存しているから、⁽⁸⁾ 囲炉

裏に置く」と見て間違いない。流儀によって、松明をただ置くものもあり、床に擦り付けて消す型をするものもあるが、ただ置くのが本来であろう。囲炉裏の灰は消火よりも、むしろ火種を保つのに適している。

最上孝敬「鶺鴒の伝承」(『日本民俗学』第四卷第一号 一九五六年八月)によれば、鶺鴒に用いる松明の持続時間はおよそ一時間前後であり、かつては松明の持続時間に合わせて一時間ほど鶺鴒をしては一時間ほど休憩を取るのが通例であったという。『鶺鴒』の鶺鴒も松明が燃えている間鶺鴒を使い、松明が燃え尽きる前に休憩を取ったに違いはない。休憩後に新たに火を起すよりは、休憩中も種火を残したいはずである。

いずれにせよ、鶺鴒を再開する時には新たな割木を用いることになる。最上前掲論文によれば、福井県大野市の九頭竜川筋でかつて行われていた徒歩鶺鴒では、鶺鴒使たちは一つの籠に道具類と松明を入れ、もう一つの籠に鶺鴒を入れて棒で担って漁場まで運んだ。高知県土佐山村(現在は合併により高知市の一部)でかつて行われていた徒歩鶺鴒では、漁場が近いため鶺鴒を掌に乗せて運んだが、松明はマツカゴという籠に入れていた。その他の地方では松明を腹掛けに入れて運んだ所も多かったという。このような運搬の仕方からすれば、新たに火を灯した時点で松明が夜露をたつぷり吸っているはずもないのである。

*

鶺鴒の段の段歌の「底にも見ゆる篝火に、驚く魚を追ひ回し、潜き上げ掬ひ上げ、隙なく魚を食ふ時は」という箇所は、従来、舟鶺鴒であるとの前提により、鶺鴒の動作と解釈されている。⁽⁹⁾「掬ひ上げ」は、鶺鴒を掬い網になぞらえた表現とされるのである。⁽¹⁰⁾しかし、どの流儀の現行の型もこうした解釈に合致しないものになっている。

金春流は「驚く魚を追ひ回し」で松明で周囲をぐるりと照らしてから移動し、「掬ひ上げ」で扇で掬う。⁽¹¹⁾観世流は能では「驚く魚を追ひ回し」で松明を三回水平に振って追い、「掬ひ上げ」で扇で掬うが、仕舞では「驚く魚を追ひ回し」で両手を二回または三回打ち合わせて追い、「掬ひ上げ」で扇で掬う。⁽¹²⁾宝生流は「驚く魚を追ひ回し」で松明を二回水平に振って追い、「掬ひ上げ」で扇で掬う。⁽¹³⁾金剛流は「驚く魚を追ひ回し」で松明を二回水平に振って追い、「潜き上げ」で扇をかぶり、「掬ひ上げ」で扇で掬う。⁽¹⁴⁾喜多流は「驚く魚を追ひ回し」で松明を二回水平に振って追い、「潜き上げ」で扇を右肩へと下からかぶり、「掬ひ上げ」で扇で掬う。⁽¹⁵⁾

以上に共通するのは、「驚く魚を追ひ回し、潜き上げ掬ひ上げ」をすべて鶺鴒ではなく鶺鴒の動作として演じることである。松明を水平に振る動作は上下に振るのと同じく篝火が舟に付けられた状態では不可

能である。舟鵜飼でも松明を手持していれば可能ではあるが、何の目的で振るのか判然としない。扇で掬う動作は鵜使が掬い網を手にして自分で魚を掬っているように見えるが、舟鵜飼は網を使用しない。鵜使が手縄を引けば鵜は舟縁に戻り、鵜使が喉を押すと鵜は魚を籠に吐く。網で掬い上げる必要はないのである。

続いて特定の流派の型について疑問点を列挙する。まず観世流仕舞の両手を打ち合わせる型。設定上この時、右手には松明を左手には手縄を持っている。松明と手縄を打ち合わせるのは全く意味不明である。鵜は魚を追う際には魚を目がけて自律的に直進すれば良いから、この時に手縄を振り回すことになるのも鵜の操縦法として合理性を欠く。次に金剛流と喜多流の扇をかぶる型。扇を水面に見立て鵜使の身体が水に浸かる様を表しているように思われるが、舟鵜飼では鵜使は終始舟上にあり、水に入ることはない。

以上のように、『鵜飼』では、鵜飼を表すはずの型がことごとく舟鵜飼では考えられないものになっている。あくまでも舟鵜飼を前提とするなら、「潜き上げ掬ひ上げ」の所は、シテは鵜使ではなく鵜として振る舞う⁽¹⁷⁾のだとか、あるいは状況設定を無視して当て振りで型が付けられたのだという解釈もできなくはない。しかし、徒歩鵜飼であれば、松明を手持つのは舟鵜飼よりも自然であるし、鵜使が鵜とともに

に水に浸かって魚を追うから、松明を振りながら魚を追う型も水に没するような型も無理なく説明できる。

ただし、肩までとする喜多流の型はよいとして、頭までとする金剛流の型については疑問が残る。観世流仕舞の両手を打ち合わせる型もやはり不可解である。既述のように、徒歩鵜飼も舟鵜飼と同様に手縄で鵜を繋ぐ。鵜の操縦法に本質的な相違があるとは思われない。そうであれば、魚を追う際に手縄を振り回すのは、徒歩鵜飼においても合理性を欠くのではあるまいか。徒歩鵜飼においても網を用いて掬い上げることはないのではあるまいか。漁をする者が全身を水に没するのは潜水漁法であって、徒歩鵜飼とも異なるのではあるまいか。

こうした技術の細部に関する疑問は文献調査のみでは解消しないであろう。可児前掲書によれば、鵜飼に関する文献資料は断片的な偶然記録が多いという。徒歩鵜飼を行っている団体や地域のWEBサイトを閲覧しても、やはり技術の詳細は記されていない。鵜舟の問題は一旦保留するとして、網の使用や手縄さばきといった鵜飼技術上の問題は、やはり実地調査によつて確認するほかないのである。

なお、鵜飼には徒歩鵜飼や舟鵜飼のように手縄によつて鵜を操る繋ぎ鵜飼のほかに、手縄を用いず鵜の自律的活動に任せる放ち鵜飼も存在した。放ち鵜飼には岸から鵜を放つものばかりでなく、舟を用いて

川や湖沼の中で鵜を放つものもあり、かつ、網を併用するものもあった。しかし、放ち鵜飼は昼に行くことを常とした。⁽¹⁸⁾鵜が鵜使から離れるため、鵜の周囲を照らし続けることができないからである。『鵜飼』は「篝火」「篝」や鵜之段の掛ケ合の「既にこの夜も更け過ぎて、鵜使ふ頃にもなりしかば」「湿る松明振り立てて」等の詞章からも、松明を持つ型からも夜であることが明白である。また、『鵜飼』で鵜飼をする時にシテが広げた扇または半開きの扇を左手に持つて腰に当てるのは、手縄をつかんでいるものと解するほかない。こうした点から『鵜飼』が夜の繫ぎ鵜飼であつて放ち鵜飼でないことは確実である。

*

筆者は二〇一一年八月十一日夜、山梨県笛吹市の笛吹川河川敷市役所前で行われる石和鵜飼を観覧した。石和川は名が改まり、現在は笛吹川となっている。予め断っておくが、現在の石和鵜飼は『石和町誌』第二巻（石和町誌編纂委員会編 一九九一年三月）によれば、『鵜飼』にちなんだ昭和四〇年代に始められたものである。したがって、能がこれを踏まえたということとはあり得ない。しかし、日本で現在二例しか行われていない徒歩鵜飼の一例として貴重であり、上述の技術上の問題について示唆を得られる可能性は否定できない。そう考えて調査の対象とした。

現在の石和鵜飼は未経験者でも簡単なレクチャーを受けて鵜飼を体験できる。そのため体験客も含めた十組前後が川幅一杯に横一列になつて遡上する。川幅一杯に並ぶのは魚を逃げにくくして容易に捕獲するためであるが、これだと直進するだけだから難しい手縄さばきも要らないという実に簡易な鵜飼であつた。鵜も心得たもので、水に下すと真直ぐ川を遡上する。鵜使はただ鵜が魚を捕らえた時に手縄をたぐつて鵜を引き寄せ、鵜の首をつかみ上げて魚を吐かせるだけであつて、それ以外に手を大きく動かすことはなかつた。両手を打ち合わせること、水に潜ることも、魚を掬い上げることもなかつた。

能と決定的に違つたのは、鵜使が篝火を持たないことである。石和鵜飼では鵜使と篝を持つ者との二人一組で鵜飼を行っている。栗谷氏は石和鵜飼を『鵜飼』と同じように「一人で言う徒歩鵜」と見なしているが、事実誤認である。篝は舟鵜飼で舟に篝を固定する篝火に似た形状の棹から吊り下げられ、篝を持つ者はちようど応援団旗のように棹の下端を腹に当て、両手で棹を支えていた。そして、篝火は鵜使の前方の、鵜の泳ぐ範囲を照らすのみであり、篝を持つ者が故意に篝を振り動かすことはなかつた。それは直進するだけであれば必要ないからであり、かつ、篝火を棹から吊り下げる形状ゆえにおおぜいが並んでいる中で火を揺らすことには危険が伴うからでもある。

石和鵜飼は総じて『鵜飼』とは相当に異なる鵜飼であった。

*

同年八月三十一日夜、今度は和歌山県有田市の有田川河川敷宮原橋下付近で行われる有田川鵜飼を観覧した。応永年間（一三九四〜一四二七年）に、現在の有田郡有田川町にあった鳥屋城の城主・石垣氏が木曾川鵜飼の鵜匠を招いたのが始まりとされる。応永年間には世阿弥の生きた期間と重なるから、有田川鵜飼は『鵜飼』とほぼ同時期に成立したことになる。江戸時代には紀州藩の庇護を受けた。一九五六年に金屋、宮原、箕島の業者八人で有田川鵜飼観光協会を設立し、一九六〇年九月に有田川鵜飼協同組合に移行した。漁具も昔ながらの物を使用し、松明は赤松の根を掘って作り、鵜は和歌山県日高郡の海岸に飛来する鵜を捕らえて訓練するなど、徒歩鵜飼の古態を伝えており、和歌山県から無形民俗文化財の指定を受けている。

まず有田川鵜飼と石和鵜飼の共通点を一つ挙げておこう。いずれの鵜飼でも鵜使が鵜を伴って川に入っていくと、鵜は自分から川に飛び込んでいった。すぐに川に入ろうとしない鵜もあったが、鵜使が鵜を掌に乗せたまま水面に近づけると、すんなり川に入った。『鵜飼』では鵜之段の段歌の直前に「この川波にばつと放せば」という詞章があり、鵜を川面に放つ型をするが、どうやらこの詞章と型は、鵜飼の開

始をダイナミックなものに見せようとする粉飾のようである。

有田川鵜飼は鵜使が自分で松明を持ち、一人につき一羽の鵜を使う。右手に松明、左手に手縄を持つのは『鵜飼』と同じである。通常、複数の鵜使が同時に漁をするが、石和鵜飼のような集団漁ではない。筆者が観覧した時も、鵜使たちは時折声を掛け合うくらいで、おおむねめいめい思い思いに鵜を使っていた。

可児前掲書は、かつて九頭竜川の上流、福井県大野市金塚で行われた徒歩鵜飼について次のように記している。

祭魚洞文庫旧蔵『日本捕魚図志』下巻に絵がのこっている。九頭竜川で四人の鵜匠が各自手縄でつないだウ一羽を右手でさばき、左手で篝火⁽²⁰⁾をかざしながら鵜飼を行っている。篝火は棒の先に松明をつけたものである。一人は篝火の根もとを口にくわえ、ウをひきよせ、両手でウをかかえて右腰にさげた魚籃^{びく}に魚をはかせている。夜川の徒歩鵜飼を描いた例はすくないので、貴重な絵である。

有田川で行われている鵜飼は、左右の手に持つものが反対になることを除き、ほぼこの通りであった。松明をつける長い棒を有田では火

づえと称する。松明は鵜の行手を照らすものであるから、手縄とほぼ同じ長さが必要になるはずである。『鵜飼』の松明は徒歩鵜飼としても舟鵜飼としても、いかにも短い。観覧後に火づえにさした松明を持たせてもらったが、非常に重く、筆者の腕力では到底片手では扱えないものであった。『鵜飼』では、重さの問題もあり、加えて舞台上で長い棒を振り回す動作には制約が伴うこともあって、短いものにしたのであろう。

松明に関してもう一つ有益な知見が得られた。有田川鵜飼では、鵜使はたびたび松明を水面に近づけ水を掬ってかけていた。故意に松明を湿らせていたのである。観覧後に有田川鵜飼協同組合会長から聴き取った所によると「松は松脂を含んでいて火力が強いので、雨や風が強くても消えないが、そのかわり、あのようにして火勢を弱めないと、短時間で燃え尽きてしまう」とのことであった。雨や風が強くても消えないものなら、夜露で湿ったくらいで火勢に影響はないはずである。鵜之段の掛ヶ合の「湿る松明」とは、自然に湿って火勢が弱った松明の意味ではなく、故意に湿らせて火勢を調節した松明の意味だったのである。これをいきなり火勢を回復させるために振るはずはない。「振り立てて」は前方にさしかさず意味に解するのが妥当であろう。

有田川鵜飼の鵜使たちは松明を肩に乗せて川に入り、鵜が水に入る

と松明を水面にかざして鵜の行く手を照らし、鵜が水面から首を出す

と鵜を引き寄せるために松明を肩に戻した。松明の動きは専らその回復であり、『鵜飼』のように肩より上まで振り上げることがなかった。考えてみれば、水面を照らすべき松明を肩より高く掲げることに漁法上意味があるとは思われない。松明を上下に振る型は明らかに鵜飼の実際からはずれているのである。

ただし、有田川鵜飼は松明の扱いにおいて舟鵜飼や石和鵜飼よりはるかに『鵜飼』に近いことも事実である。鵜飼が手に持って動かすし、肩と水面の間で繰り返し上げ下ろしする。この上げ下ろしは『鵜飼』のように肩より高く上げるものではないが、上下に動かすものではない。あるいは、『鵜飼』で松明を上下に振る型も元は有田川鵜飼のように、鵜に魚を吐かせて再び放つ時に松明を肩にかけては水面近くに戻すのを模したものであったかもしれない。これが現在のように肩の上まで上げて振るようになった要因としては、上述のように「湿る松明振り立てて」という詞章が湿ってしまった松明を火勢を回復させるために振るという意味に誤解されたことや、舞をダイナミックにするために動きを大きくしたことが考えられる。

鵜之段では松明を目の高さにかざす型を何度かする。鵜の行手を照らすのであれば、有田川鵜飼のように水面の近くにするのが合理的で

ある。能は舞姿の端正さを優先したのであろう。また、「驚く魚を追い回し」で松明を水平に振る型は、魚を追い求めて松明を水面に這わせ誘導する動作と見て間違いあるまい。

さらに有田川鶺鴒からは鶺鴒之段の「潜き上げ掬ひ上げ」という詞章に関係する知見も得られた。これも観覧後に協同組合会長から聴き取ったのであるが、「昔は深い所で鶺鴒を使う時に、火づえの下端を川底に突き立てて、鶺鴒も鶺鴒とともに水に潜ることがあった」とのこと。

徒歩鶺鴒では鶺鴒使が鶺鴒とともに水に潜ることがあったのである。そうであれば扇をかぶる型とも合致するから、「底にも見ゆる篝火に、驚く魚を追ひ回し、潜き上げ掬ひ上げ、隙なく魚を食ふ時は」はすべて鶺鴒使と鶺鴒が一体となったの動作となる。「潜き上げ掬ひ上げ」で扇をかぶる型や扇で掬う型をする時、鶺鴒使は右手に松明を持ったままであるが、これは舞の所作を円滑にするために、一旦松明を手放して再び持つという煩雑を避けたのであろう。

有田川鶺鴒でも扇で掬う型に相当するような網の使用は見られなかったが、ともに水中に潜るほど鶺鴒と一体となって活動していれば、鶺鴒が魚を捕らえて浮上するのを自ら掬い上げたかのように感ずることがあったかもしれない。この方が、舟上で引き寄せられるに比べれば、まだしも扇で掬う型に合っていると思われる。

もう一つの解釈として、徒歩鶺鴒に掬い網を併用する漁法を想定することでもできる。鶺鴒は専ら鶺鴒によって魚を捕るものばかりではなく、網や縄・棒などを併用するものも存在した。漁具を併用する徒歩鶺鴒には、鶺鴒使が棒や縄などで魚を追い立てて鶺鴒に捕らえさせるという至って単純素朴なもの⁽²¹⁾から、予め網を仕掛けておいて鶺鴒に魚を追い立てさせて網に追い込むもの⁽²²⁾や、予め網を張って魚を逃げられなくした中で鶺鴒に魚を捕らせるもの⁽²³⁾など、相当に大仕掛けのものまで、実に多様な漁法が存在した。こうした併用漁法の単純素朴な一形態として、鶺鴒使が徒歩鶺鴒で鶺鴒とともに潜水する際に自らも掬い網を手にして魚を取る漁法が存在したとしても不思議はない。これなら、扇で掬う型と完全に一致する。あるいは、漁師の敏捷さをもってすれば素手で魚をつかむことも可能であるから、水中で手ずから魚を取って浮上することを比喩的に「掬ひ上げ」と表現したと考えることもできる。

いずれにせよ、徒歩鶺鴒において鶺鴒使が鶺鴒とともに潜水することがあったという事実によって、「潜き上げ掬ひ上げ」の型が整合的に解釈できるようにすることは間違いない。

ただし、観世流仕舞の「驚く魚を追ひ回し」の所の両手を打ち合わせる型については、徒歩鶺鴒と考えても釈然とはしない。松明だけなら問題ないが、手縄を同時に振ることに漁法上の必然性が見出せない

からである。松明の方向に鵜も向くように仕向けるためと考えればよいのであろうか。この型から直ちに連想される漁法は鵜飼ではなく、予め水中に設置した縄に魚を追いつまみ追いつまみ漁であるが、そのような要素が鵜之段の仕舞に混入する理由もわからない。

*

以上の調査と考察により、『鵜飼』における鵜飼の描写のうち、少なくとも現行の型の大部分は、徒歩鵜飼に基づくものであることが明らかになった。

しかし、既に粟谷氏も認める通り、徒歩鵜飼とした場合、なぜ鵜舟が用いられるのが問題になる。粟谷氏は「徒歩鵜をするにしても、現場までは舟を使っていた」という仮説も提示しているが、舟を単なる移動・運搬の手段として用いる例は現行の徒歩鵜飼になく、資料からも確認されていない。ただし、『鵜飼』の鵜使は密漁者であり、発覚を恐れる身である。そうした特殊な事情を考慮すれば、移動・運搬の手段として舟を用いたとしても不思議ではない。深夜であろうと、陸路で石和の里の中を通って現場に行くよりは、水上を行く方がより安全ではある。しかしながら、舟で移動・運搬するなら、そのまま舟の上から鵜を使うのが合理的であり、わざわざ舟を下りて自分まで水に浸かる必要はほとんどない。発覚した場合の逃亡手段という観点か

らも、舟を下りないのが得策である。加えて、単なる移動・運搬手段に過ぎない舟を「鵜舟」と呼ぶのかという疑問もある。

「鵜舟」が単なる移動・運搬の手段ではなく、鵜を使うための舟であるとしたら、それでも徒歩鵜飼という解釈は成立するのであろうか。

最上前掲論文に次のような記載がある。

徒歩による鵜飼をしている所でも時に舟をつかうことがある。例えば相模川筋上野原辺でもと徒歩の鵜飼をしていた人々も、秋になつて鮎が深みにひそむようになると舟をつかうことがあつた。荒川筋熊谷辺の鵜つかいも、時たま戸田橋辺など広い川へゆくことがあり、そういう時は舟をつかつたという。佐賀県神埼郡の鵜つかいなど鵜が草の茂みに入った時など舟が必要となり、そのため長さ四尺ばかりの小舟をもっている。

用途は様々であるが、ともかくも徒歩鵜飼に舟を用いた事例がいくつも確認できる。上述のように舟鵜飼は徒歩鵜飼の発展形である。したがって、両者の間に中間的または折衷的な併用形態が存在したのは至極当然のことである。

可児弘明「養鷗考（鵜飼研究序説）」（慶応義塾大学『史学』第三

十四卷三ノ四号 一九六二年二月)に「徒行鵜と船鵜の別は主として漁場の水況にもとづくもので、船行の便をえがたい溪流では徒行鵜に「よらざるをえない」とある。最上前掲論文によれば、埼玉県の荒川筋のうち上流では徒歩鵜飼、下流では舟鵜飼が行われていたという。つまり、水が浅く流れが急な所には徒歩鵜飼が適し、水が深く流れが緩やかな所には舟鵜飼が適するのである。そうであれば、水深と流速が中間的である中流域等においては徒歩鵜飼と舟鵜飼の両方を行っていても不思議はない。その証拠に、可児前掲書によれば、かつて四国に月夜で舟鵜飼をしない時に同じ鵜使が昼に徒歩鵜飼をした例があったという。

したがって、「鵜舟」の語を型と矛盾しないように解釈するのであれば、主に徒歩鵜飼を行っている鵜使が舟を併用していると考えればよい。舟を併用する理由は、魚を深みまで追うため、鵜が草の茂みに入った時のため、水位の一時的上昇に対応するためなど、様々に考えることができる。要は、徒歩鵜飼が舟鵜飼へと発展する途上に位置する中間的過渡的形態と見なすのである。徒歩鵜飼を営んでいた鵜使が、密猟という特殊事情から移動・運搬手段として舟を用いることにした結果、鵜を使う時にも舟を適宜活用するようになったと考えれば、人物像としてもつじつまが合う。

ただし、ここにも疑問の余地が残されている。「潜き上げ掬い上げ」が徒歩鵜飼で鵜使が鵜とともに潜水するのを表すとすると、舟の使用と齟齬を来す可能性があるからである。上述のように、夜の徒歩鵜飼で鵜使が潜水する際には、火づえの下端を水底に刺して立てておく必要がある。夜の鵜飼は月のない時に行うから、潜水中の明かりも松明からの光が頼りである。松明を離れるほど水中も暗くなるから、魚を追って深みへと潜るにもおのずから限界がある。松明を持ったまま舟上から照らす方が魚を追える範囲が確実に広がる。鵜使が舟を操れるのであれば、深みにいる魚を捕ろうとする時には、松明を川底にさして潜水するよりも、松明を舟にくくり付けて權を取る方がよいと考えようである。その方が漁法としても効率的であるし、上述のように密猟が発覚した時の逃亡にも適している。あるいは、密猟者となり時として舟を活用するようになった後も長年の習性で潜水をやめなかつたのであろうか。『鵜飼』の鵜飼表現が現実的な鵜飼漁法を整合的に反映しているという前提に立つのであれば、このように解釈するほかない。しかしながら、この前提は仮定に過ぎない。

奇妙なことに、『鵜飼』において、詞章に出るのは「鵜舟」「篝火」という舟鵜飼の要素であり、「驚く魚を追ひ回しかつき上げすくひ上げ」を徒歩鵜飼と解釈できる以外には徒歩鵜飼に固有の要素は含まれ

ない。反対に、型で表現されるのは素潜り漁が付随するかもしれない。徒歩鵜飼であり、舟鵜飼に固有の要素は含まれない。このことから考えると、詞章と型が同一の鵜飼漁法を踏まえていない可能性も否定できないのである。しかし、もしも詞章と型が別個の鵜飼漁法を踏まえているのだとしたら、なぜ結び付けられたのであろうか。

本稿では現行の詞章と型を鵜飼漁法に照合することを主たる方法として考察を行ったが、これによって解明できる限界が今や明白になった。これ以上の究明には『鵜飼』の成立過程を考慮する必要があるが、残念ながら資料が少ない。資料の不足を補うには大胆な推論によらなければならないが、それは本稿の目的とする所ではない。

〔注〕

- (1) 「鵜飼」の語は鵜を用いる漁法をさすのみならず、それに従事する漁師の呼称ともなるが、本稿ではこの二者を区別する必要がある。前者を「鵜飼」、後者を「鵜使」と称する。なお今日、鵜飼に従事する者を「鵜匠」と称する例をしばしば見受けけるが、「鵜匠」の語は元来、大名によって排他的特権を与えられ経済的支援を受けた鵜使にのみ許された呼称である。
- (2) 粟谷氏のWEB記事より後、二〇一二年六月に京都観世会館で開催された片山定期能の番組表の演目解説に「この曲に出てくる鵜使は

- 「徒鵜飼」と呼ばれる漁法である。」とあるが、そのように断ずる根拠も、徒歩鵜飼ならなぜ鵜舟を用いるのかの説明も記されていない。
- (3) 正確には、現在の長良川鵜飼はナカノリ・トモノリという二人の漕ぎ手と鵜匠の三人一組を基本とし、鵜匠の使う鵜は十から十二羽である（白水正「鵜飼の歴史と漁法―長良川の鵜飼を中心に―」（『日本家禽学会誌』第四十巻 二〇〇三年九月）、岐阜市役所HPの記事「ぎふ長良川鵜飼」<http://www.city.gifu.lg.jp/c/06080021/06080021.html>による。）なお、最上孝敬「鵜飼のいろいろ」（秋田書店『民間伝承』第十八巻二号 一九五四年一月）には、現在は見られないナカツカイという役についての記載がある。ナカツカイは舟の中ほどに乗り、観衆のいない川上の方でのみ鵜を使い、鵜の数も鵜匠の約半数の六羽に止まったとのことである。
- (4) 『観世』昭和二十五年七月号（檜書店 一九五〇年七月）所載の「形付鵜飼（宗家所蔵本に拠る）」では、幕が揚がった時に二回、橋掛の途中で一回、本舞台に入って二回振る。
- (5) 観世流では着キゼリフで「いつもの如く御堂に上がり鵜を休めうするにて候」と言うことから明白であるが、他の流派も基本的な状況設定に異同はないであろう。なお、『鵜飼』の本文は原則として横道万里雄・表章校注『日本古典文学大系40 謡曲集上』（岩波書店 一九六〇年十二月）によった。ただし、注(6)は所掲の型付文書によった。
- (6) 『観世』昭和二十五年八月号（檜書店 一九五〇年八月）所載の「形付鵜飼（承前）」では「湿る松明振り立てて」で二回、段歌の「面白の有様や」で二回、「玉島川にあらねども」で二回振る。『宝生流

- 図解仕舞集 第五巻』(わんや書店 一九五二年三月)は「湿る松明振り立てて」で二回、「面白の有様や、面白の有様や」で二回、「漲る水の淀ならば」で二回振る。『金春流仕舞型附 雪ノ巻』(金春円満井会出版部 一九八八年五月)は「湿る松明振り立てて」で二回、「おもしろの有様や、おもしろの有様や」で一回、「生け簀の鯉やのぼらん」で一回振る。『金剛流仕舞型附 三』(檜書店 一九八二年一月)は「湿る松明振り立てて」で二回、「面白の有様や、面白の有様や」で二回振る。『喜多流囃子仕舞型付 第一巻』(喜多流刊行会 一九五六年二月)は「湿る松明振り立てて」で二回、「面白の有様や、面白の有様や」で二回、「漲る水の淀ならば」で二回振る。『大正改版観世流仕舞形附 天』(檜大瓜堂 一九三三年八月)・『観世流大成版仕舞形付 全』(檜書店 二〇〇二年七月)は「鶺鴒籠を開き」で始めており、「玉島川にあらねども」で二回振るのみである。
- (7) 佐成謙太郎編『謡曲大観 第一巻』(明治書院 一九三〇年十月)に「夜露にしめつた松明」と注し、野上豊一郎編『解註謡曲全集 巻五』(中央公論社 一九三五年七月)に「消えかかる松明」と注する。
- (8) 熊本達哉「丹波地方における「堂」について―「村堂」に関する基礎的考察」(『日本建築学会学術講演梗概集 F-2 建築歴史・意匠』一九九五年七月)、森雄一「物堂・村堂の存在形態―和歌山県清水町の事例を通じて―」(『日本建築学会学術講演梗概集 F-2 建築歴史・意匠』二〇〇三年七月)、同「物堂・村堂の存在形態―京都府和知町の事例を通じて―」(『日本建築学会学術論文系論文集』五七三号 二〇〇三年十一月)による。
- (9) 注(7)所掲の『謡曲大観 第一巻』は「驚く魚を追ひ回し、潜き上げ掬ひ上げ、隙なく魚を食ふ時は」を「魚が驚き騒ぐのを、鶺鴒が追ひまはして、水に潜っては引き上げすくひ上げ、絶間なく魚を吞み込むのです。その様を見てみると」と訳し、注(5)所掲の『日本古典文学大系40 謡曲集上』は「潜き上げ掬ひ上げ、隙なく魚を食ふ時は」に「水に潜っては掬い上げて、間も置かず魚を吞み込むのを見ている」と注する。
- (10) Berthold Laufer “The Domestication Of The Cormorant In China And Japan” (Chicago: Field Museum Press 一九三一年十月/邦訳は小林清一訳『鶺鴒 中国と日本』博品社 一九九六年七月)によると、中国では鶺鴒を一名「烏頭網(カラスの頭をした網)」と称する。鶺鴒を漁具の一種と見るなら、網とするのは自然な発想であろう。ただし、中国の鶺鴒は放ち鶺鴒であるから、鶺鴒は掬い網ではなく投げ網になぞらえられるものと思われる。
- (11) 注(6)所掲の『金春流仕舞型附 雪ノ巻』による。
- (12) 注(6)所掲の「形付 鶺鴒(承前)」による。
- (13) 注(6)所掲の『大正改版観世流仕舞形附 天』『観世流大成版仕舞形付 全』による。
- (14) 注(6)所掲の『宝生流図解仕舞集 第五巻』による。
- (15) 注(6)所掲の『金剛流仕舞型附 三』による。
- (16) 注(6)所掲の『喜多流囃子仕舞型付 第一巻』による。
- (17) 『忠度』で忠度が討死する所の観世流の現行の型には忠度の所作と岡部の六弥太の所作が混在している。

- (18) 宅野幸徳「高津川の放し鵜飼」(日本民具学会『民具研究』八十六号一九九〇年三月)に「放し鵜飼も水域により技法の相違があり、一例をあげると、下流域では水深もあり川幅もあり、舟を使用する。上流、溪流では舟を使用しない。中流域では川幅に網を張る方法がとられ、その際に舟が使われることがあった。」とある。
- (19) 放ち鵜飼を可児前掲論文は「昼川漁」とし、可児前掲書も「昼の鵜飼つまり昼川である」としている。また、田中熊雄「日本における鵜飼習俗」(『宮崎大学学芸学部紀要社会科学』第十九号 一九六六年七月)は鵜飼の漁法を七通りに分類しているが、放ち鵜飼については「止水域の舟上で昼間放ち鵜飼によつて漁獲する法」「昼間船遣の放ち鵜飼にて、追いつめ、漁網にて捕魚」の二通りを挙げるのみである。放ち鵜飼が昼のみ行われるとするのは妥当であるが、舟を用いないものを挙げないのは遺漏と言うほかない。
- (20) 松明を棒につけたものには篝を用いないから、「篝火」と称するのは不正確である。
- (21) 可児前掲論文で「威嚇手段を併用する繫ぎ鵜飼」に分類される。
- (22) 田中前掲論文で「昼間徒歩でつなぎ鵜により布設漁具の中に逐い込み捕魚」に分類される。
- (23) 可児前掲論文で「鵜垣」に分類される。

〔付記〕

本稿は二〇二一年度に本学の助成を受けた研究の成果発表である。